

ソーマースカンダ像とアーガマ規範¹⁾

正 信 公 章

I

南インド、パッラヴァ王朝最盛期の王ラージャシンハ（在位 8 世紀初め）が、正統シヴァ教をもって任じる一派、シャイヴァスィッターンタ（「シヴァに発する／シヴァ教徒の護持する確定教学」）を信奉していたことは同王帰属の刻文資料（R 5、原文については正信 2016、I 参照）から知られるところであり、同王がこの教派の第一の聖典であるアーガマに敬意を払っていたことは、同王帰属の王名刻文にみえる同王の飾り名「アーガマを規範とする者」（āgamapramāṇa RR 36）、「アーガマに依拠する者」（āgamānusāri (in) RR 37）から示唆される。ラージャシンハがこの教派のいかなる人物を宗教上の導師と仰ぎ、またどのようなアーガマを知り得ていたかといった具体的なことがらは現存刻文資料からは一切不明であるが、それでも、王の推進した国家的事業に、まぎれもなくシャイヴァスィッターンタ教学の反映を認めることのできる例がある。それは、王が領内各地で精力的におこなったシヴァ神殿もしくは祠堂の造営である。これらの事業は、唯一至上の絶対神シヴァの尊崇をさまざまな面から規定するアーガマ聖典群の存在とその権威なくしてはおそらくあり得なかつただろう。

以下には、この点を確かめるべく、ラージャシンハが初めての試みとして²⁾領内各地のシヴァ神殿もしくは祠堂の奥壁につくらせたと考えられるソーマースカンダ（妃ウマーと息子スカンダをともなうシヴァ）像をとりあげ、これをソーマースカンダの主として像容を規定するアーガマの箇所とつきあわせてみることで、実際の造像例がどの程度、聖典規範の制約を受けていたかを検証してみたい。その場合、ソーマースカンダ像については、ウマーの体の向き、シヴァの足の置き方などの点でタイプの異なる、㊤ダルマラージャ・ラタ岩石祠堂第 3 層の浮彫り石像（未見。このタイプに属する他の例としては、ラーマヌジャ・マンダパ石窟祠堂奥壁に像の剥脱跡がのこる

のみ)と㊸海岸神殿西向きシヴァ祀堂奥壁の浮彫り石像をそれぞれ提示し³⁾、㊸のタイプに属するとみられるラージャシンハ神祀壁画像(3点、ともに断片。未見)についても必要に応じて注で言及する。またアーガマについては、ティルムール(7世紀頃)がサイヴァシッターナム(シャイヴァスィッターンタ)の立場からタミル語で著した教説集『ティルマンディラム』(「栄えある唱句」)序章(63)に権威ある伝承としてその名が列挙される9種のアーガマム(アーガマ)のうち、最初の「カーラナム」と二番目の「カーミガム」に対応するカーラナ・アーガマとカーミカ・アーガマそれぞれの現行テキスト⁴⁾(ともにサンスクリット)該当箇所を提示して検証をすすめたい。

II

まずソーマースカンダ像2例の正面からの写真を以下に示す。



㊸ Srinivasan (1975), Pl.XXI (a) より画面撮影



㊦ 筆者撮影 (2008)

カーラナ・アーガマ (以下、カーラナ) 前編 11 「尊像の特徴の規定」 (pratimālakṣaṇavidhi) 章 150 cd-155 ab には、シヴァ神の 18 種の像容 (bimba, bimbarūpa) が以下の順に列挙されている。これに対応させるかたちで、おなじ 18 種が順序を異にして再出する同 71 「〈部分をあわせもつもの〉の生起」 (sakalotpatti) 章 17-19、また 20 種の像容 (bera) が列挙されるカーミカ・アーガマ (以下、カーミカ) 前編 65 「尊像の特徴の規定」 (pratimālakṣaṇavidhi) 章 23-27 それぞれにおける呼称と順 (右肩) を併記し、カーミカのみあげる像容 (a~f) については、最後におく。

- 1 リンガから出現する像 (liṅgodbhava bimba, liṅgodbhava¹, liṅgodbhūta⁶)
- 2 チャンドラ (月神) を頭飾りとする像 (camdraśekhara, śaśī⁵) dhara⁴, in-duśekhara⁴)
- 3 教授 (／南面) する像 (dakṣiṇāmūrti, dakṣiṇāmūrtivigraha¹⁰, dak-ṣiṇāmūrti⁷)
- 4 カーマ (愛欲の神) をとりおさえる像 (kāmanigraha, kāmāri⁷, kālakāmād-ināśaka¹⁰)

- 5 婚礼の像 (vivāha, vaivāhya⁶2, kalyāṇasundara¹²)
- 6 ウマーをともなう像
(umayā-sahita, umāskandasahita⁹, umomāskandasahita³)
- 7 牡ウシに乗った像 (vṛṣārūḍha, =³, =¹⁵)
- 8 三城砦を破壊する像 (tripurāntaka, purāri⁶, tripuraghna⁵)
- 9 半身女体シヴァ像 (arddhanārīśa, arddhanārya¹¹, umāviṣṇvardharūpa¹³)
- 10 骨〔をもち歩く〕像 (kaṃkāla, =¹⁵, kaṅkālamūrti¹⁷)
- 11 踊る像 (nṛttamūrti, sandhyānṛtta⁵, nṛttamūrti²)
- 12 乞食行の像 (bhikṣāṭana, =¹⁴, cf. kaṅkālamūrti¹⁷)
- 13 カーラ (死に神) に敵対する像 (kālarī, kālanāśana⁸, kālakāmādināśaka¹⁰)
- 14 半身ハリ (ヴィシユヌ) 像 (harir-arddha, haryarddha¹², umāviṣṇvardharūpa¹³)
- 15 くつろいで坐る像 (sukhāsana, =¹⁷, =¹¹)
- 16 ガンガー (天河の女神) を受けとめる像 (gamgādhara, =¹⁸, gaṅgāyugapara¹⁶)
- 17 チャンデーシャ (婦依者の一) に恵む像 (caṇḍeśānugraha, =¹³, caṇḍeśādhipati⁹)
- 18 顔のあるリング像 (mukhaliṅga, mūlaliṅga¹⁶, 該当なし)
- a 恒常不変の〔五面〕シヴァ像 (sadāśiva¹)
- b 歌〔を教える〕像 (geyamūrti⁸)
- c ブラフマー、ヴィシユヌをともなう像 (brahmaviṣṇusamanvita¹⁴)
- d バリ供養者 (?) の像 (balibhartṛ¹⁸)
- e ナンディーシュヴァラ (婦依者の一) に恩恵を与える像
(nandīśvaraprasāda¹⁹)
- f 上向きに足のついた〔獣の〕像 (ūrdhwapādasamanvita²⁰)

これら多種多様な像容の多くは、ともにラージャスィンハがシヴァを祀るべく造営したダルマラージャ・ラタ岩石祀堂⁷⁾やラージャスィンハ神祀の壁面にその造像例が存在する⁸⁾ことから、こうした造像にたずさわった者たち、少なくとも、王家の要請をうけて作業を指揮した者が上記のごとき、ア

ーガマの像容規定に通じていたことは間違いないだろう。

ソーマースカンダの像容規定は、カーラナでは、上記 18 種が列挙されたのち各像容ごとに順次詳述されるなかの 6 番目にあたる前編 11 章 248 b-272 a、また尊像供養を主題とする後篇 53 「ソーマースカンダ供養」(somāskandapūjā) 章 4 d-25 a に、カーミカでは、尊像安置を主題とする後篇 47 「ソーマースカンダ安置の規定」(somāskandasthāpanavidhi) 章 1-18 にそれぞれあらわれる。以下、順次該当箇所をサンスクリット原文とともに訳出提示(アーガマ特有の煩瑣な寸法理論⁹⁾にかかわる部分は適宜省略)し、先に示した造像例との比較、照合をおこなって、㊶、㊷ともに当該の規定と合致すると認められる部分を下線 、㊶、㊷いずれも合致しないと認められる部分を破線_____でそれぞれ示し、㊶のみ合致すると認められる部分(次節で扱う)を二重下線 で示す。また造像例細部の識別が困難で合致の有無が判然としない場合、下線表示することはしていない。

カーラナ前編 11.248 b-272 a

umayā sahitam śṛ¹⁰ṇu /

caturbhujam triṇetraṅ ca jaṭāmakuṭasaṃyutam //248 bcd

sarvābharaṇasaṃyuktam varadābhayahastakam /

kṛṣṇāparaśusaṃyuktam dakṣiṇe vāmake `pi ca //249

patran tu vāmakarṇe tu dakṣiṇe kuṇḍalam bhavet /

upavītadharaṅ caiva śayanam vāmapādakam //250

laṃbitam dakṣiṇam pādām vāme gaurīsamāyutam /

tayor maddhye sthitam skandas sarvalakṣaṇasaṃyutam //251

brahmaviṣṇū dvipārśvābhyām devībhyām yuktabhogadam /252 ab

(中略)

devasya bāhusīmāntam devyās tv āyāmam ucyate /

dvibāhukā dvinetrī ca karaṇḍamakuṭāṅvitā //261

sarvābharaṇasaṃyuktā dukūlavasanānvitā /

śayanam dakṣiṇe pādām vāmapādām tu laṃbitam //262

kaṭakam dakṣiṇe hastam varadam vāmahastakam /263 ab

(中略)

berāyāmam tu vibhajet aṣṭadhā caīva bhāgikam /
 dvibhāgaṃ vā guhāyāmam bāla¹¹⁾rūpeṇa kalpayet //269
 dvibhujaś ca dvinetrāś ca sarvābharanabhūṣitam /
 katakam dakṣiṇe haste vāmahastam pralaṃbitam //270
 āsīno vā sthito vāpi kārayet tu guhaṃ tataḥ /
 padmapīṭhorddhvako vāpi kevalam pīṭhakopari //271
 bhavānīśahitam hy evaṃ 272 a

《ウマーをともなう》〔シヴァの像容〕についてきけ。

四腕で三眼、ジャター（巻き上げ髪）型の冠をつけ、248 bcd
 あらゆる装身具をつけ、手は与願、施無畏〔の印〕を結び、牝クロジ
 カ、斧をつけている、〔それぞれ向かって〕右に、また左に。249
 パトラ（葉を模した耳飾り）は左耳のほうに、右〔耳〕には〔普通の〕
 耳飾りとなるように。

また祭紐をおびるかたちであること。左足は横になり、250
右足は下がっている。左にガウリー（ウマー）をともなっている。
二体のあいだに位置するのはスカンダで、あらゆる特徴をそなえてい
 る。251

ブラフマーとヴィシュヌが〔その〕両脇の〔それぞれの〕神妃ととも
 に、〔その場に〕ふさわしい楽しみを供する¹²⁾かたちになる。252 ab

(中略)

神妃（ウマー）の高さについては、神（シヴァ）の腕のきわまでといわ
 れる。

〔神妃は〕二腕で二眼¹³⁾、カランダ（ハチの巣）型の冠をつけ、261
 あらゆる装身具をつけ、優美な衣装を身につけている。
 右の足は横になり¹⁴⁾、左足は下がっている。262
 右の手は環〔の印〕、左手は与願。263 ab

(中略)

〔神の〕体の高さは分割するように。また、ちょうど八つに分けた〔一つ〕分に、あるいは二つ分にグハ（スカンダ）の高さを子どもの姿で整えるように。269

〔グハは〕二腕でまた二眼¹³⁾、あらゆる装身具に飾られたかたち。

右の手に環〔の印〕、左手は下がっている。270

それからグハは、坐っているか、または立っている、〔そのように〕つくらせよ、あるいはまたハスの台坐に立ち上がる、〔または〕たんに〔普通の〕坐具の上にいる〔ように〕。271

《バヴァーニー（ウマー）をともなう》〔シヴァの像容〕の実際は、以上のとおり。272 a

カーラナ後篇 53.4 d-25 a

pūrvavat beram īritam /4 d
ekavaktrañ caturbāhum jātāmakuṭamaṇḍitam /
jātvāme tu dhurtūraṃ arddhacandrasamanvitam //5
venīṃ vastraṃ bhakāraṃ vā dakṣiṇe nakrakuṇḍalam /
vāmakarṇe tu patraṃ syāt karṇapatrasamanvitam //6
karṇamūle durilatāṃ karṇorddhe patranālakam /
vaktrakeśan tathā pārśve upadūṣaṇadūṣitam //7
ṭamkañ ca dakṣiṇe pārśve vāme kṛṣṇamṛgan tathā /
abhayan dakṣiṇe caīva vāme tu varadan tathā //8
kārayet sim(ṃ)hakarṇaṃ vā kaṭakādivibhūṣitam /9 ab
(中略)
rekhātrayan tu tanmaddhye mūlañ caīva dvirekhayā //11 cd
ekarekhān tatō¹⁵⁾rdhve tu tālamaddhyan tataś śṛṇu /
padmarekhān tataḥ kṛtvā adh(th)a vā caturaśrakam //12
upavītan tu vāmāṃse trisūtrākṛtim ārabhet /
udare vṛścikārasthā kuṇḍe evaṃ prakalpayet //13
dakṣiṇe lambitaṃ pādaṃ śayanaṃ vāmapādakam /
sim(ṃ)havaktrākṛtiñ caīva kaṭicarmeṇa veṣṭayet //14
prabaddhya citravareṇa pucchavastraṃ dvipārśvayoḥ /

pāde lambitavastrañ ca padmapīṭhōparisthitam //15
 paścime tu śiraścakram vṛttākāram vṛṣānvitam /
 maddhye padmadaḷaṅ caīva śikhāsthāne prakīrtitam //16
 athō lambitakeśaṅ ca karṇe maṇivibhūṣitam /
 dvipādaṅ ca dvinayanam lambakarnau dvipārśvayoḥ //17
 kirīṭamakūṭopetaṅ dvipārśve ca stanadvayam /
 yajñopavīṭayuktāṅgam sarvābharanabhūṣitam //18
 dakṣiṇe śayanam pādam vāmapādan tu lambitam /
 dakṣiṇe cōtpalaṅ caīva varadam vāmahastake //19
 yad vāsanam niveśyātha vastreṇa veṣṭayet ghaṭam /
 padmapīṭhōparisthaṅ ca tanmaddhye lakṣaṇam śṛṇu //20
 ṣaṇmukhaḥ
 devasya devi¹⁶⁾ karṇāntam tālvantaṅ ca samucyate /
 stā(a)nāntaṅ caīva kaṭyantam śaktibhūṣaṇam ucyate //21
 gaurīmānāntam ākalpya guhalakṣaṇam ucyate /
 dvibhujāṅ ca dvinetraṅ ca saratnamakuṭānvitam //22
 abjaṅ dvayakaraṅ caīva bālārūpan digambaram¹⁷⁾ /
 kiṃcitkuṃcitapādaḥ ca nagnarūpan tathaīva ca //23
 devadevī ca saṃsthāne maddhyame padaṅ¹⁸⁾ vinyaset /
 atha vā pūrvabhāge ca nyastv āvara¹⁹⁾ pade 'tha vā//24
 skandasya lakṣaṇam proktaṅ 25 a

[神の] 像容については、先にいわれた（前編 11 章
 248 b 以下）と同様であるといわれている。4 d
一面で四腕、ジャター型の冠に飾られている。
 ジャターの左にはドゥルトゥーラ（チョウセンアサガオ）。[ジャターに
 はまた] 半月²⁰⁾をつけている。5
 [ほかにも] 編み髪、布、あるいは bha 文字（バヴァ（bhava、=シヴァ）
 の表徴か）。右〔耳〕にはナクラ（ワニ）の耳飾りが、左耳にはパ
 トラがあること、耳たぶについたかたちで。6
 耳のつけ根のところの安定がわるい（塑像の場合か?）、耳の上にパト

ラの柄の部分がでる（?）、

また顔のわきに髪がくるといったことは、欠陥に準ずるものとして非難されている。7

また〔手は、〕右の側に手斧、また左にクロジカ、

また施無畏〔の印〕は右に、また左は与願 8

あるいはスィンハカルナ（「ライオンの耳」）〔の印〕にさせるように、
〔それぞれ〕腕環等で飾られたかたちにして。9 ab

（中略）

三本線はそれら〔、親指をのぞく指の内側〕の真ん中に、またつけ根が二本線に、11 cd

その〔2箇所〕より上のところは一本線に〔なるようにする〕。次に、手のひらの真ん中についてきけ。

そこに、ハスをかたどる線、あるいは四隅のある形をつくったのち、12 祭紐は、左肩にかかり三本の紐のかたちになるようにする。

腹には、〔足を〕放射状にひろげた雌のサソリ〔の帯留め飾り〕（?）。——そんなふうにくンダ（火炉）のところで（可動の像の場合か?）整えるように。13

右の足は下がっており、左足は横になる。

またほかならぬライオンの顔の形をしたものを、腰に巻く獣皮で包むように。14

多彩な色づかいで、両脇に垂れ尾の布を、

また足まで垂れた布²¹⁾を結んで、ハスの台坐の上にいるかたち〔にする〕。15

後方は、円形の頭輪²²⁾があり、牡ウシをともなったかたち〔にする〕。

また頭頂のところ、中央にハスの花卉が説かれている。16

つづいてまた〔神妃については、〕垂れた髪で、耳は宝石で飾られている。

また二足で二眼、両側には垂れる耳。17

キリータ（円筒冠）型の冠をつけ、また乳房が両側に。

祭紐を身につけ、あらゆる装身具に飾られている。18

右の足は横になり、左足は下がっている。

そして右〔手〕にはまたスイレン、左手は与願〔の印〕。19

任意に、坐具をおいてから〔、そこにおいた〕壺²³を布で包むように。

またハスの台坐の上にいるかたち〔にする〕。20 abc

その〔両者の〕真ん中にいる者の特徴をきけ。20 d

〔注－その者とは〕六面の者（スカンダ）〔のこと〕。

神妃〔の高さ〕は、神の耳まで、また上顎までと、あわせられる。

またシャクティ（神妃）の飾り（スカンダ）／ シャクティ（強力な槍）を飾りとする者（スカンダ）のかたちは、〔神妃の〕ほかならぬ乳まで、腰まで〔の高さ〕といわれる。21

グハの特徴はガウリーの尺度を規準にしていわれるのである。

二腕でまた二眼、宝石のついた冠をつけている。22

またディガンバラ（〔空衣の〔スカンダ〕〕）のかたちは、両手がハス、姿は子ども、また幾分折った両足、同様にまた姿は裸。23

また神と神妃がおさまっている、その真ん中に〔スカンダの〕位置を定めるように。

あるいはまたその前の方に、あるいはその後ろのところに、定めるように。24

〔以上、〕スカンダの特徴が教えられた。25 a

カーミカ後篇 47.1-17

vakṣyāmi somomāskanda- sukheśasthāpanam param /

tallakṣaṇasamāyuktaṃ tac cēdānīm prakathyate //1

caturbhujas triṇetraś ca jaṭāmakuṭamaṇḍitaḥ /

sarvābharāṇasamyukto varadābhayahastakah //2

kṛṣṇāparaśuyuktordhva- vāmetarakarānviṭaḥ /

asavyasavyakarnastha- patrikānakraṇḍalaḥ //3

sopavītaḥ prasannātmā śayitāsavyapāttalaḥ /

sāmbadakṣapādena vāme gauryā ca samyutaḥ //4
 sarvalakṣaṇasamyuktas sarvābharaṇabhūṣitaḥ /5 ab
 (中略)
 vāme²⁴⁾ devyā samāyuktas tadadhyāyaprasiddhaya /
 sa somas soma eva syāt somāskandavidhir bhavet //13
 devoccadaśabhāgaika- bhāgenātha dvibhāgataḥ /
 trivedabhāgair vā kuryāt skandaṃ tanmadhyame guruḥ //14
 dvinetras sa dvibāhuś ca karaṇḍamakuṭānvitāḥ /
 karṇayor nakrapīṇḍau tu sarvābharaṇabhūṣitaḥ //15
 dakṣabhāgakarasthābjāḥ prasāritakaro 'paraḥ /
 dvihastapaṅkajo vātha nṛttarūpayuto 'tha vā //16
 devyūrusamsthito vāpi niṣpaṅkajakaro 'tha vā /
 āsīno vā sthito vāpi skandas tv evaṃ prakīrtitaḥ //17

《ウマーをともなう》〔イーシャ (シヴァ)〕、《ウマー、スカンダをともなう》〔イーシャ〕、《くつろぐ》イーシャのいちばんの安置のしかたをいおう。

〔三尊〕それぞれの特徴をそなえたかたち、それもまた、いまから語られる。1

〔イーシャは〕四腕で三眼、ジャター型の冠に飾られ、

あらゆる装身具をつけ、手は与願、施無畏〔の印〕を結び、2

〔それぞれ〕牝クロジカ、斧をつけた、さし上げる左ともう一方の手をそなえ、

その左、右の耳には〔それぞれ〕パトリカー (パトラ)、ナクラの耳飾りがあり、3

祭紐をおび、心地よきさまであり、その左足の裏は寝かせ、

右足は下げ、また、左にガウリー (ウマー)をともなっている。4

あらゆる特徴をそなえ、あらゆる装身具に飾られている。5 ab

(中略)

左で、当該の章（先行する後編 44「神妃の安置」(devīsthāpana) 章をさすか) に周知の神妃と結びついた者、

その、ウマーをともなう者が、[本章冒頭にいう、]《ウマーをともなう》[イーシャ]にほかならない。[さらに、]《ウマーとスカンダをともなう》[イーシャ]にたいする規定があつてしかるべきである。13

神（イーシャ）の高さを十に分けて一つ分、でなければ二つ分、あるいは三つないし四つ分〔の寸法〕で、スカンダを両者の真ん中にグル（導師）はつくりおくように。14

その者（スカンダ）は二眼で二腕、カランダ型の冠をつけ、両耳にはナクラの飾り玉〔をつけ〕、あらゆる装身具に飾られている。15

右のほうの手にはハスがあり、もう一方の手はひろげている。

あるいは両手にハスがある。踊っている姿をとるか、16

あるいはまた神妃の膝におさまっている²⁵⁾。あるいは手にハスがない。坐っているか、または立っている。スカンダについては、以上のように説かれた。17

III

前節でおこなったソーマースカンダ像④、⑤とアーガマ規定の比較、照合の結果、両者の合致の有無につき明らかになったことを、訳文に付した3種の下線に注意してシヴァ、ウマー、スカンダの各像容別に整理してみると以下のようなになる。

まず④、⑤の造像例がともに合致するアーガマ規定（前節に提示した3種を順に KRP、KRU、KM と略す）をみると、シヴァの像容では、一面（KRU）、ジャター型の冠（KRP、KRU、KM 共通、以下3と略）、顔のわきに髪がこない（KRU）、後方に円形の頭輪（KRU）、四腕（3）、腕環（KRU）、[左肩にかかる]祭紐（3）、装身具（KRP、KM）、左にウマー（KRP、KM）、ブラフマーとヴィシュヌの臨在（KRP）、ウマーの像容では、シヴァの上顎までの高さ（KRU）、二眼（KRP、KRU 共通、以下2と略）、カランダ型の冠（KRP）、二腕（KRP）、両側に乳房（KRU）、装身具（2）、二足（KRU）、左足は下がっている（2）、またスカンダの像容では、ウマー

の乳までの高さ (KRU)、二眼 (3)、冠 (KRU、KM)、カラランダ型の冠 (KM)、二腕 (3)、シヴァとウマーのあいだに位置する (3)、子どもの姿 (2)、裸 (KRU)、坐っている (KRP、KM)、ウマーの膝に (KM)、といった点をそれぞれあげることができる。

逆に㉔、㉕の造像例いずれも合致しないアーガマ規定をみると、シヴァの像容では、〔左手は〕与願印 (3)、ブラフマー、ヴィシュヌ各神妃の臨在 (KRP)、ライオンの顔の形をしたもの (KRU)、ハスの台坐の上にいる (KRU)、後方に牡ウシ (KRU)、ウマーのそれでは、キリータ型の冠 (KRU)、左手は与願印 (2)、ハスの台坐の上にいる (KRU)、スカンダのそれでは、左手は下がっている (KRP)、という点があげられる。

また㉔のみ、とりあげたアーガマ規定と合致する場合として、シヴァの像容における、右足は下がっており左足は横になる (3) 点が注意される。すなわち㉕ (と壁画像の少なくとも 2 点 : KT 3.3, 4-5) では、シヴァは右足を横にし左足を下げる坐法をとっており、この点はラージャサインハの時代のもつとされるソーマースカンダ像一般に共通する (Lockwood et al. 2001, とくに p.23, p.27, pp.37-39 参照) 大きな特徴となっているのである。この坐法は、アーガマのうちだす規定に抵触する点が考慮されたためか、後代に受け継がれることはなかった (Lockwood et al. 2001, pp.34-35) が、そうであるならば、なぜこうした坐法が採用されることになったのだろうか。

その理由の一つとして考えられるのは、シヴァの《くつろいで坐る》単身像にかかわる以下のようなアーガマ規定がソーマースカンダ三身像制作の際に参照された可能性である。規定の内容は以下のとおりである。

カーラナ前編 11.369 d-372 abc

sukhāsanam atha śrṇu //369 d

caturbhujam triṅetrañ ca jaṭāmakūṭasamyutam /

abhayaṃ dakṣiṇaṃ hastaṃ varadaṃ vāmahastakam //370

kṛṣṇāparaśusamyuktaṃ vāmadakṣiṇahastayoḥ /

śayanaṃ dakṣiṇaṃ pādaṃ vāmapādan tu lambitam //371

umā²⁶⁾sahitavat sarvaṃ skandagaurīvivarjitaṃ /

sukhāsanam iti proktaṃ

372 abc

《くつろいで坐る》〔シヴァの像容〕を次にきけ。369 d
 四腕で三眼、ジャター型の冠をつけ、
 右の手は施無畏〔の印〕、左の手は与願、370
 左、右の手に〔それぞれ〕牝クロジカ、斧をつけている。
 右の足は横になり、左足は下がっている。371
 総じて、《ウマーをともなう》〔シヴァの像容規定〕(248 b 以下)とお
 なじだが、スカンダもガウリーも欠くかたちになる。
 〔以上で、〕《くつろいで坐る》と名づけられる〔シヴァの像容〕が教え
 られた。372 abc

カーミカ後篇 47.18 (前節提示部分のつづき)

skandomārahitas tv eṣa evaṃ syāt tu sukhāsanah /
 some ca somāskande ca sukheṣe lakṣaṇaṃ matam //18

当該の〔神〕がスカンダもウマーもともなわない場合、それは《くつろいで坐る》〔シヴァ〕であって、その場合も、〔《ウマーをともなう》場合、《ウマーとスカンダをともなう》場合と〕同様の扱いとする。
 《くつろぐ》イーシャの特徴は、〔イーシャが〕《ウマーをともなう》場合にも、《ウマーとスカンダをともなう》場合にも当てはまるというのが〔本アーガマの〕見解である。18

両アーガマともに、《くつろいで坐る》もしくは《くつろぐ》シヴァの単身像を、《ウマー（カーラナではスカンダを含む）をともなう》もしくは《ウマーとスカンダをともなう》像とおなじ扱いとしながらも、カーラナでは、単身像の坐法について、「右の足は横になり、左足は下がっている」と明示して、カーミカとの違いをみせている。異なる像容間での、アーガマの流用規定を念頭におく尊像制作者が単身像を基本の型に、ウマーさらにはスカンダ各像を継ぎ足していったとした場合、単身像の扱いにかかわる上記のようなアーガマ間でのばらつきが造像の際の足の置き方に選択の余地を与えたことは十分考えられる。

二つめの理由は、ソーマースカンダそのものの構図にかかわる。シヴァの

左足が下がって横に伸張しない場合 (㊸)、それだけシヴァとスカンダ (またウマー) との近接の度合いが増す。それは画面全体をひきしめてシヴァと妻子の一体化を促し、これらを三身一体として拝ませる効果をうみだすだろう。シヴァの左足が横に伸張した場合 (㊹) は、逆に一定の距離感がうまれ、スカンダ (またウマー) はシヴァと向き合う²⁷⁾ ことにもなって先のような一体化は実現されない。㊸で、シヴァのそれぞれ向かって左、右に配される、ブラフマー、ヴィシュヌが、㊹のそれとは比較にならないほど小さくなって画面の後方に退いているのも、先の三身一体効果をねらったことによるものとみることができる²⁸⁾。

パッラヴァ王ラージャシンハがつくらせたと考えられるソーマースカンダ像は、前節の初めで明らかにしたように、この像がアーガマの列挙する多種多様なシヴァの像容の一つに数えられること、またアーガマの列挙するそれら像容の多くを王が実際につくらせていたことから、この像がアーガマを規範としたものであることは明らかである。また本節で検証したところによれば、ソーマースカンダの造像例は、耳飾りの種類、結ぶ印の形、持つ物等、特定が困難な細部において、三尊の位置関係や姿勢、手足の数といった基本的な多くの点で、とりあげたアーガマの規定と合致しており、このことは、ラージャシンハが、神殿もしくは祀堂造営の一環として尊像の制作を命じた際、アーガマを第一の聖典と心得る、シャイヴァスィッターンタ教学に通じた学匠 (あるいは工匠) に依拠していたことの具体的な証左となるものである。また一部に、アーガマの規定と合致しない造像例がみえることは、アーガマの制約が必ずしも絶対的なものでなかったことを示唆し、たとえばシヴァ像の足の置き方に関して尊像制作者に裁量の余地のあった可能性が推測される。

注

1) 本稿で使用する、文献もしくは刻文のテキストは以下のとおりである。

(サンスクリット文献テキスト)

カーラナ・アーガマ

Alakappa Mutaliyār 校本 (グランタ文字), Mayilai 1921, 1927.

Reading the Vedic literature in Sanskrit, pdf files, Sthāpatya Veda, Kāraṇāgamah

(上記テキストのデーヴァナーガリー翻字版)。

(http://vedicreserve.mum.edu/sthapatya_veda/karanagama.pdf)

T. A. Gopinatha Rao, *Elements of Hindu iconography*, vol.2, part 2, Appendix B, Pratiṃālakṣaṇāni, sukhāsanādīmūrtayah, pp.61-72, Madras 1916.

カーミカ・アーガマ

前編 Aḷakappa Mutaliyār 校本 (グラント文字), Madras 1909. (未見)

Ce. Svāmināthasivācārya 校本, (上記校本のデーヴァナーガリー翻字版), Madras 1975. (未見)

Mamandur Sri Rajarathina Sivachariar Education, Research & Charitable Trust, India, Digital Library, KAMIKA-AGAMAM (in Devanagari) (上記校本 (1975) 参照版), pdf. (<http://www.agamaacademy.org/digital-library-book/Kamikagama%20in%20Devanagari.pdf>)

後編 Caṅmuka Cuntara Mutaliyār 校本 (グラント文字), Madras 1909. (未見)

上記 KAMIKA-AGAMAM (in Devanagari), (上記校本の翻字版), pdf.

T. A. Gopinatha Rao, 上記参照

参照し得たテキストには、連声の適用、格語尾の使用等に際してしばしば不規則な形があらわれるが、アーガマのサンスクリットがみせる、正規の語法からときに逸脱する傾向 (Gonda 1977, p.175) を考慮して、本文では元の形をそのまま提示することとし、必要に応じて注記するにとどめる。

(タミル語文献テキスト)

ティルムーラル

ティルマンディラム Project Madurai (2002), tirumantiram of tirumUlar, part 1, pdf.

(www.projectmadurai.org/pm_etexts/pdf/pm0004.pdf)

(サンスクリット刻文テキスト)

ラージャシンハ帰属

ラージャシンハ神祀刻文 (R と略) *South Indian Inscriptions (SII)* 1, no.24 (E. Hultzsch ed.)

ラージャシンハ神祀王名刻文 (RR と略)

SII 1, nos.25-26 (E. Hultzsch ed., 各王名の冠称 śrī-「栄えある」は本文で省略)

- 2) ラージャシンハが神殿もしくは祀堂に初めてソーマースカンダ像を導入したとする見方については、正信 2016、I を参照。
- 3) パラヴァ王朝期のソーマースカンダ像を2つのタイプに分けること、それぞれの典型例として①、②をとりあげることについては、Lockwood et al. の

先行研究（2001, pp.21-45）にならう。ただし、そこで造像例そのものの比較・対照を中心にソーマスカンダの標準的な類型が追求されるのとは異なり、本稿の主眼は、実際の造像例がどの程度アーガマの規定と合致しているかを見定める点にある。

- 4) アーガマ・テキストがその後の増補や改変をへて現在にいたった可能性は否定されないが、たとえばカーラナ・アーガマ前編 11 章（後出）で、「ソーマスカンダ」という用語ははまだ定着しておらず、スカンダの像容は「ウマーをとまなうシヴァ」という括りのなかで述べられる点に古い要素を認めることができる。
- 5) シュローカ詩節 b の第 6 音節にあたる長音 ī を韻律上の要請とみ、śaśi の意味でよむ。
- 6) ca が連続する不自然、11 章 vivāha との対応を考慮して、校本のよみ ca caivāśya を ca vaivāhya- に訂正。
- 7) この祀堂にのこる刻文のすべてがラージャシンハに帰属することについては、正信 2009 を参照。
- 8) 岩石祀堂、神祀にみられる像容をそれぞれ Srinivasan (1975)、Rao (1916) に拠りつつ、本文で用いた 1~f によって例示すると次のようになる。
 岩石祀堂 6, 9, 10, 13, 14, 16, 17, b, e
 神祀 1, 3, 8, 9, 11, 12, 17
- 9) この方面の研究に、G. Siromoney at al., “An iconometric study of Pallava Somaskandas”, *Kalakshetra Quarterly* V-1 (1982), pp.31-38 (未見) がある。
- 10) 校本は śruṇu。グラントラ文字テキストで併用される正確な音写形で統一する。
- 11) Rao, Appendix 当該箇所、また後出 bālarūpa (後篇 53.23 b) を参照して、bāhu- をよみかえる。
- 12) ㊸で、ヴィシュヌ（後方向かって右）のそば近く、ウマーの頭上に用意された浮かぶ円天蓋（ラージャシンハ神祀壁画像 KT 3.4-7 参照）がその一例となるか。
- 13) 壁画像（KT 2.8、また Cole 2010、画像 8）では、二眼であることが明瞭にみてとれる。
- 14) ㊸の写真をみるかぎり、ウマーは両足をそろえて下げているようにみえる。壁画像（KT 3.3）からは、右膝を立てて坐っている様子がみてとれる。
- 15) as + ū > a + ū > o の連続連声とみる。
- 16) 短音 i をシュローカ律の通常形式 (pathyā) にしたがったものとみ、devī の意味でよむ。
- 17) 裸形である（直後の d）ことによるスカンダの異名（中性転化）を想定し、意味のとおらない digantaram をよみかえる。
- 18) 韻律上、b 第 5 音節には短音が要求されることから、語末 m を黙音と想定。

- 19) avara の意味でよむ。
- 20) 壁画像 (KT 3.6-7) では、頭頂右側面に三日月が明瞭にみてとれる。
- 21) これら2種の布は、㊸ (また KT 3.3) にみてとることができる。
- 22) 背後で円形につながるとおもえる左右の部分が壁画像 (KT 3.6-7) に明瞭にみてとれる。
- 23) ㊸にみえる、ウマーの足もとの壺と関連するか。
- 24) Rao, Appendix 当該箇所を参照して、vāma- をよみかえる。
- 25) 壁画像 (KT 3.3) をみるかぎりでは、スカンダはウマーの寝かせた膝と立てた膝のあいだにはさまれたかたちに描かれている。
- 26) Rao, Appendix 当該箇所を参照して、1音節超過となる umayā- をよみかえる。
- 27) ウマーがシヴァの教説に耳を傾ける場面とする解釈 (Lockwood et al. 2001, p.23) がある。
- 28) Lockwood (2001, p.60) は、㊸のシヴァ像とアーディヴァラーハベルマール神殿のパラヴァ王スィンハヴィンナ (スィンハヴィシシュ) 浮彫り石像の類似 (その具体例の一つに、右足を下げ、左足を寝かせる坐法が示唆される) に着目し、後者を前者のモデルとみて、スィンハヴィンナ像→㊸→㊸という展開を考えている。ただし、スィンハヴィンナ像が上の坐法をとっている理由、㊸→㊸の過程で坐法が変化した理由、坐法とアーガマの関係については考察をくわえていない。

参考文献・画像

- T. A. Gopinatha Rao, *Elements of Hindu iconography*, vol.2, part 1, Madras 1916.
- K. R. Srinivasan, *The Dharmarāja Ratha and its sculptures : Mahābalipuram*, New Delhi 1975.
- J. Gonda, *Medieval religious literature in Sanskrit*, Wiesbaden 1977.
- M. Lockwood et al., “Pallava Somāskanda”, in : M. Lockwood et al., *Pallava art*, Madras 2001, pp.21-45.
- M. Lockwood, “God/King images and cult worship”, in : M. Lockwood et al., *Pallava art*, Madras 2001, pp.53-65.
- 正信公章「ダルマラージャ・ラタ岩石祠堂刻文について」『アジア学科年報』3 (2009)、pp.1-8
- 正信公章「ソーマースカンダ像とラージャスィンハ」『アジア観光学年報』17 (2016)、pp.95-104
- T. Cole, “In search of “the ideal image” - journey to Kanchipuram” (2010). (<http://tcoletribalrugs.com/article64Kanchipuram.html>)
- Indian art archive (since 2012), “Kanchipuram (Tamil Nadu), Kailasanatha Temple.

Pallava, beginning of the 8th century.” (KT と略) (<http://users.unimi.it/india/gallery/kailasanatha/kailasanatha.html>)